

# 差別落書き

## 許さない社会を！



**差別落書きは決して許してはいけません！！**

### 差別落書きは

人の心を深く傷つけ、  
偏見や差別を助長し  
拡大させるおそれがあります。

### 福岡県内では

同和問題・外国人・障がい者  
などに関する差別落書きが  
継続して発生しています。

**ご存知  
ですか？**

**人権に関する法律が施行されています。**

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年 6 月 3 日施行）
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日施行）



福岡県

(公財) 福岡県人権啓発情報センター



北九州市



福岡市

# 差別落書きは**人権侵害**

—差別のない明るい社会にしていきましょう—

- 差別落書きは、人の心を深く傷つけ、偏見や差別を助長し拡大させるおそれがある **絶対に許してならない人権侵害行為** であり、名誉棄損や器物破損等の **犯罪行為** です。
- 福岡市内では、平成23年度に大量の差別落書きが発見され、今もなお、同和問題や外国人に関して誹謗・中傷する落書きが続いています。
- 福岡市では、差別落書きを防ぐため、人権教育・啓発に力を入れるとともに、民間施設にも協力を依頼し、再発防止につとめています。

差別落書きを発見した場合は、  
福岡市にご連絡をお願いします。



連絡先：福岡市人権推進課  
電話(092)711-4338

## 【福岡市内での差別落書き】

- 平成23年9月～12月にかけて  
同和問題に関する大量の差別落書きが  
54カ所で発見
- 平成24年4月～8月の間  
同和問題や外国人に関する差別落書きが発見  
(13カ所) (一部犯人逮捕)
- 平成25年1月  
障がい者に関する差別貼紙が発見  
(1カ所)
- 平成27年8月～10月の間  
同和問題や外国人に関する差別貼紙が発見  
(6カ所)
- 平成28年6月  
外国人に関する差別貼紙が発見  
(12カ所) (犯人逮捕)
- 平成28年9月～11月の間  
同和問題に関する差別落書きが発見 (4カ所)